

特別養護老人ホーム 明生苑 入所 利用料金のご案内

【サービス料金(1日あたり)】

(令和元年10月改定)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費に係る費用と居住費(滞在費)の合計金額をお支払いください。(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

<入所(多床室)>

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	559	627	697	765	832
サービス利用料	5740	6439	7158	7856	8544
1割負担額	574	643	715	785	854
2割負担額	1148	1287	1431	1571	1708
3割負担額	1722	1931	2147	2356	2563
食費	1410				
居住費	860				
1割負担額合計	2844	2913	2985	3055	3124
2割負担額合計	3418	3557	3701	3841	3978
3割負担額合計	3992	4201	4417	4626	4833

<入所(個室)>

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	559	627	697	765	832
サービス利用料	5740	6439	7158	7856	8544
1割負担額	574	643	715	785	854
2割負担額	1148	1287	1431	1571	1708
3割負担額	1722	1931	2147	2356	2563
食費	1410				
居住費	1180				
1割負担額合計	3164	3233	3305	3375	3444
2割負担額合計	3738	3877	4021	4161	4298
3割負担額合計	4312	4521	4737	4946	5153

※ 以下のものは1日の料金に含まれております。

おむつ類(尿とりパット、紙パンツ等)

洗濯代、日常生活費等

含まれないもの 医療費 理美容代 一律提供以外で本人希望のもの

※ その他、該当した場合は加算料金がかかります。(詳しくは裏面をご覧ください)

※ 特別な食事を提供した場合は別途、料金がかかります。

地域区分単価(1単位あたり)

市町村	特養入所	短期入所
高崎市	10.27円	10.33円

★低所得者に対しては下記のとおり減免されます。減免には必ず特定入所者介護サービス費の減免証を提示してください。該当される場合でも提示がない場合は減免の対象にはなりません。(負担割合証で1割負担の方のみ対象)

種類	段階層	<多床室>	<個室>
食費	第1段階	300円	
	第2段階	390円	
	第3段階	650円	
居住費	第1段階	0円	320円
	第2段階	370円	420円
	第3段階	370円	820円

※ 加算(減算)料金について

該当した場合は下記の加算が算定されます。詳しくは毎月送付される請求書をご覧ください。

算定加算	単位数	月利用回数	月合計	内容
①日常生活継続支援加算	36 日			介護福祉士の配置と重度の方を一定以上受け入れている場合。
②サービス提供体制強化加算(I)イ	18 日			介護職員における介護福祉士の保有割合(60%以上)
③サービス提供体制強化加算(I)ロ	12 日			介護職員における介護福祉士の保有割合(50%以上) ①~③どれか一つのみ算定
夜間職員配置加算	13 日			夜間帯に手厚く職員を配置している場合
看護体制加算(I)	4 日			正看護師を常勤1以上配置
看護体制加算(II)	8 日			看護職員を基準より常勤1以上配置
療養食加算	6 回			治療食を提供した場合(1食あたり)
個別機能訓練加算	12 日			機能訓練計画を立案し実施した場合
精神医療加算	5 日			月2回以上の精神科医師の往診
初期加算	30 日			新入所・再入所してから最初の30日間のみ
栄養ケアマネジメント加算	14 日			栄養計画に基づいて栄養マネジメントを実施した場合
外泊時加算	246 日			入院等で施設より外泊した場合(月6日限度、最大12日間)
低栄養リスク改善加算	300 月			低栄養リスクの高い方に対して特別な支援を実施した場合
再入所時栄養連携加算	400 月			退院後に栄養摂取方法が大幅に変更した場合
排せつ支援加算	100 月			排泄に関わる特別な支援を行なった場合
褥瘡マネジメント加算	10 月			褥瘡発生予防の管理における計画作成をした場合
介護職員処遇改善加算	ひと月利用総単位数の8.3%			ひと月の総単位数で計算(総単位数で変動します)
介護職員等特定処遇改善加算	ひと月利用総単位数の2.7%			ひと月の総単位数で計算(総単位数で変動します)

加算ひと月合計単位 _____ 単位(処遇改善加算、特定処遇改善加算以外)

利用料の計算方法

介護度単位数	<input type="text"/>	地域区分単位	<input type="text"/>	負担割合	<input type="text"/> 割
加算単位数	<input type="text"/>				
利用日数(回数)	<input type="text"/>				
1月単位数	<input type="text"/>	1月単位数=(単位数×利用日(回数))+加算			
処遇改善加算	<input type="text"/>	処遇改善加算(小数点以下四捨五入)=合計単位数×8.3%			
特定処遇改善加算	<input type="text"/>	特定処遇改善加算(小数点以下四捨五入)=合計単位数×2.7%			
合計単位数	<input type="text"/>	合計単位数=1月単位数+処遇改善加算			
サービス利用料	<input type="text"/>	利用料(小数点以下四捨五入)=合計単位数×地域区分単価			
自己負担額	<input type="text"/>	負担額=利用料-(利用料×(1-(負担割合×0.1)))(小数点以下四捨五入)			

食費	<input type="text"/>	×	利用日数	=	<input type="text"/>
居住費	<input type="text"/>	×	利用日数	=	<input type="text"/>

負担額 + 食費 + 居住費 = 1月総利用料

ご不明な点やお問い合わせや施設の見学はお気軽にご相談ください。

事前にお電話等でご予約お願い致します。

社会福祉法人 玉樹会

特別養護老人ホーム 明生苑

TEL 027-347-1050

FAX 027-347-1148

担当:橋本 洵(主任生活相談員)